

○農林水産省告示第五百五十九号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十
四号）第七条の規定に基づき、昭和四十三年十月一日農林省告示第千四百八十七号（農地及び農業用施設に
係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応す
る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規
定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲
げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

4 災害復旧事業計画書

平成 年度災害復旧事業計画書

年災	年災	地区番号及び備前番号 地区名	所在地 工 地	年 月 日から 年 月 日まで	本年度		翌年度以降		備 要
					事業量	事業費 国庫補助金 円	事業量	事業費 国庫補助金 円	
費	日	工 種	総 計	前年度まで	本年度	本年度	本年度	本年度	
工 事 費			事業量 円	事業量 円	事業量 円	事業量 円	事業量 円	事業量 円	
本 工 事 費			補助率 %	国庫補助金 円	国庫補助金 円	国庫補助金 円	国庫補助金 円	国庫補助金 円	
		ため池							
		頭首工							
		00							
		附帯工事費							
		測量及び試験費							
		用地費及び費							
		船舶及び機材費							
		緊急工事費							

注 (略)

附表 (略)

4 災害復旧事業計画書

平成 年度災害復旧事業計画書

年災	年災	地区番号及び備前番号 地区名	所在地 工 地	年 月 日から 年 月 日まで	本年度		翌年度以降		備 要
					事業量	事業費 国庫補助金 円 <th>事業量</th> <th>事業費 国庫補助金 円 </th>	事業量	事業費 国庫補助金 円	
費	日	工 種	総 計	前年度まで	本年度	本年度	本年度	本年度	
工 事 費			事業量 円	事業量 円	事業量 円	事業量 円	事業量 円	事業量 円	
本 工 事 費			補助率 %	国庫補助金 円	国庫補助金 円	国庫補助金 円	国庫補助金 円	国庫補助金 円	
		ため池							
		頭首工							
		00							
		附帯工事費							
		測量及び試験費							
		用地費及び費							
		船舶及び機材費							
		緊急工事費							
		工事総費							
		緊急工事費							
		事務経費							
		合 計							

注 (略)

附表 (略)

7 事業成績書及び収支精算書

平成 年度都道府県営 (団体営) 災害復旧事業成績書及び収支精算書

番 年 月 日 号

農林水産大臣 殿 県 (都道府) 知事 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあつた平成 年度災害復旧事業を実施したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第8条の規定に基づき、平成 年度災害復旧事業成績書及び収支精算書を別紙のとおり提出する。

- 注 1 この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。
 2 都道府県営事業にあつては、第1表から第13表までの調書を添えること。
 3 団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。

別紙1
事業成績書
I 都道府県営事業の場合
第1表

平成 年度都道府県営災害復旧事業成績書

年 地区番号及び箇所番号 災
地 区 名
所 在 地

費 日	工種	総 事 業		前年度までの出来高		本 年 度 出 来 高				残 事 業		備 考
		事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	国庫補助金 円	県(都道 市町 村費) 円	国庫補助金以外の財源 計 円	その他 円	事業量	事業費 円	
工 事 費												
本 工 事 費												
附 帯 工 事 費												
測 量 及 び 採 集 費												
用 地 費 及 び 補 償 費												
船 舶 及 び 機 械 器 具 費												
倉 庫 費												
工 事 運 送 費												
応 急 工 事 費												
事 務 費												

7 事業成績書及び収支精算書

平成 年度都道府県営 (団体営) 災害復旧事業成績書及び収支精算書

番 年 月 日 号

農林水産大臣 殿 県 (都道府) 知事 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあつた平成 年度災害復旧事業を実施したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第8条の規定に基づき、平成 年度災害復旧事業成績書及び収支精算書を別紙のとおり提出する。

- 注 1 この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。
 2 都道府県営事業にあつては、第1表から第16表までの調書を添えること。
 3 団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第15表及び第16表の調書を添えること。

別紙1
事業成績書
I 都道府県営事業の場合
第1表

平成 年度都道府県営災害復旧事業成績書

年 地区番号及び箇所番号 災
地 区 名
所 在 地

費 日	工種	総 事 業		前年度までの出来高		本 年 度 出 来 高				残 事 業		備 考
		事業量	事業費 円	事業量	事業費 円	国庫補助金 円	県(都道 市町 村費) 円	国庫補助金以外の財源 計 円	その他 円	事業量	事業費 円	
工 事 費												
本 工 事 費												
附 帯 工 事 費												
測 量 及 び 採 集 費												
用 地 費 及 び 補 償 費												
船 舶 及 び 機 械 器 具 費												
倉 庫 費												
工 事 運 送 費												
応 急 工 事 費												
事 務 費												

注1 (略)

2 次の書類を添えること。

(1)～(9) (略)

(削る)

(削る)

(10) (略)

(削る)

(11) (略)

(12) (略)

第2表～第10表 (略)

(削る)

注1 (略)

2 次の書類を添えること。

(1)～(9) (略)

(10) 営繕費調査

(11) 工事雑費調査

(12) (略)

(13) 事務雑費調査

(14) (略)

(15) (略)

第2表～第10表 (略)

第11表

営繕費調査

区分	名称	数量	単位	単価	金額	地区名	摘要
宿舎	1号宿舎						
	2号宿舎						
倉庫	セメント倉庫						

(削る)

第12表

工事雑費調査

地区名

費目	細目	数量	単位	金額	摘要
賃金					
旅費					
備用費					
	消耗品費				
	印刷製本費				
	光熱水料費				
	〇				
	〇				
従務費					
	通信運搬費				
	雑役務費				
備品購入費					
	〇				
	〇				
委託料					
	登記事務委託費				
	測量等委託費				

使用料及び賃借料									
	使用料								
	賃借料								
生 活 費	社会保険料								
	0								
	0								
	計								

注 積算の基礎を摘要欄に記入すること。

第11表

応急工事費調書

費 目	工 種	数 量	金 額	摘 要
工 事 費			円	
本 工 事 費				
附 帯 工 事 費				
測 量 及 び 試 験 費				
用 地 費 及 び 補 償 費				
船 舶 及 び 機 械 器 具 費				

地区名

第13表

応急工事費調書

費 目	工 種	数 量	金 額	摘 要
工 事 費			円	
本 工 事 費				
附 帯 工 事 費				
測 量 及 び 試 験 費				
用 地 費 及 び 補 償 費				
船 舶 及 び 機 械 器 具 費				
管 線 費				
工 事 雑 費				
計				

地区名

(別る)

第14表

事務雑費調書

費 目	種 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
給 料			円	円	
機 具 千 当					
賃 金					
旅 費					
備 用 費					
	消 耗 品 費				
	食 糧 費				
	印 刷 製 本 費				
	光 熱 水 料 費				

地区名

役員費	0	0				
通信運搬費						
遊役員落費						
備品購入費	0	0				
委託料						
登記簿簿籍委託費						
測量等委託費						
使用料及び貸借料						
使用料						
貸借料						
共済費						
社会保険料	0	0				
計						

注 積算の基礎を摘要欄に記入すること。

第12表 (略)

第13表 (略)

第15表 (略)

第16表 (略)

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和四十三年十月一日農林省告示第千四百八十七号に規定する災害復旧事業計画書等の様式は、当分の間、この告示による改正前の昭和四十三年十月一日農林省告示第千四百八十七号に規定する災害復旧事業計画書等の様式をもってこれに代えることができる。